「不登校特例校」の新たな名称について

1. 基本的考え方

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第56条等に基づき、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校については、通称として「不登校特例校」と呼び、その設置を促進しているところ。

この度、令和5年3月にとりまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」において、「「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った相応しいものとします」とされていることを踏まえ、「不登校特例校」の児童生徒・教職員の意見を聞きながら、新たな名称を決定することとした。

2. 意見募集概要

令和 5 年 8 月現在、全国に 24 校設置されている、「不登校特例校」の児童生徒・教職員に対して、令和 5 年 5 月 24 日 (水) \sim 7 月 14 日 (金) の期間で意見募集を行い、計 86 件の応募を得た。

3. 新たな呼称について

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の構成 員において審査を行い、文部科学大臣によって「学びの多様化学校」と決定 する。

4. その他

- ・本日(令和5年8月31日)付で各自治体向けの通知を発出。
- ・混乱を避けるため、当面の間は「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)」と併記する。
- ・採用案の応募者、応募のあった学校に対して、それぞれ文部科学大臣、文部 科学省担当部局から感謝状を贈呈する。